

新旧対照表

○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和七年条例第49号）

改正後	改正前
（不当な客引行為等の禁止） 第七条 略 2～4 略 5 警察官は、次の各号に掲げる行為が行われたと認めるときは、当該行為を行つた者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為を行つてはならない旨を命ずることができる。 一 略 二 前項の規定に違反する行為であつて、公衆に不安又は迷惑を覚えさせるようなもの（第一項第一号又は第二号に掲げる行為の状況を勘案して前項の規定による規制を行う必要性が高いと認められる区域として千葉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める区域において行われた場合に限る。） 6～9 略 （つきまとい行為等の禁止） 第十一条 何人も、<u>正当な理由がないのに</u>、特定の者に対し、著しく不安又は迷惑を覚えさせるような方法で、執ように、次の各号に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等<u>及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等</u>を除く。）をしてはならない。 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その<u>現に所在する場所若しくは</u>通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、<u>住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく</u>こと。 二～四 略	（不当な客引行為等の禁止） 第七条 略 2～4 略 5 警察官は、次の各号に掲げる行為が行われたと認めるときは、当該行為を行つた者に対し、それぞれ当該各号に掲げる行為を行つてはならない旨を命ずることができる。 一 略 二 前項の規定に違反する行為であつて、公衆に不安又は迷惑を覚えさせるようなもの（第一項第一号又は第二号に掲げる行為の状況を勘案して前項の規定による規制を行う必要性が高いと認められる区域として千葉県公安委員会規則で定める区域において行われた場合に限る。） 6～9 略 （つきまとい行為等の禁止） 第十一条 何人も、<u>みだりに</u>、特定の者に対し、著しく不安又は迷惑を覚えさせるような方法で、執ように、次の各号に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等を除く。）をしてはならない。 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、<u>又は住居等に押し掛ける</u>こと。 二～四 略

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、<u>文書を送付し</u>、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール<u>の送信等をする</u>こと。	五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メール<u>その他の相互に連絡する機能を有する電気通信を送信する</u>こと。
六・七 略	六・七 略
八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体</u>その他の物を送付し、<u>若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し</u>、若しくはその知り得る状態に置くこと。	八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、<u>又は</u>その性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
<u>九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）（次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。</u>	（新設）
<u>十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。</u>	（新設）
<u>十一 虚偽の事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</u>	<u>九 虚偽の事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。</u>
<u>2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。</u>	（新設）
<u>一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）</u>	

<u>第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。</u> <u>二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。</u>	
第十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略 三 <u>第十一条第一項</u>の規定に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 略 三 常習として<u>第十一条第一項</u>の規定に違反した者	第十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 略 三 <u>第十一条</u>の規定に違反した者 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一・二 略 三 常習として<u>第十一条</u>の規定に違反した者